

シニアのための基礎知識

雇用保険の給付制度

— 鹿児島労働局, ハローワーク —

雇用保険制度

雇用保険制度は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに求職活動を容易にするなど再就職の促進、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力開発及び向上、その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

(1) 求職者・在職者に対する失業等給付

雇用保険における失業等給付は、労働者（被保険者）が失業した場合に、その生活の安定を図るために支給される「求職者給付」、再就職を援助・促進するために支給される「就職促進給付」、職業生活の円滑な継続を援助・促進するために支給される「雇用継続給付」、自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に支給される「教育訓練給付」の4種類に大きく分けることができます。

(2) 求職者給付

- 雇用保険の失業給付（求職者給付）を受けられる人

雇用保険の被保険者が離職し、「失業の状態」になった場合に、公共職業安定所での所定の手続きを行うことで失業給付が支給されます。

「失業の状態」とは、仕事を探している方（働く意思と能力のある方）で、まだ仕事に就けないでいる状態を言います。

- 65歳未満で失業した場合の基本手当

受給するための要件は、働く意思と能力があるにもかかわらず再就職できず、失業している方で、原則として離職の日以前2年間に12月（完全月で、各月の賃金支払基礎日数が11日以上）の被保険者期間が必要とされています。

ただし、倒産・解雇等により離職された方は、上記の要件を満たすか、又は離職の日以前1年間における完全月の中で賃金支払基礎日数が11日以上ある月が6月必要です。

基本手当の額は、その方の賃金日額のおよそ4.5～8割の範囲で、受給期間内において次の日数分だけ支給されます。又離職理由により給付日数が異なります。（ただし、離職時の年齢により最高額が異なります。）

・所定給付日数

- ① 一般の離職者（②及び③以外の方。定年退職者や自己都合退職者。）

離職日における年齢	被保険者であった期間		
65歳未満	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
全年齢共通	90日	120日	150日

② 障害者等の就職困難者

離職日における年齢	被保険者であった期間	
	1年未満	1年以上
45歳未満	150日	300日
45～65歳未満	150日	360日

③ 倒産、解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余議なくされた方

離職日における年齢	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上 35歳未満	90日	90日	180日	210日	240日
35歳以上 45歳未満	90日	90日	180日	240日	270日
45歳以上 60歳未満	90日	180日	240日	270日	330日
60歳以上 65歳未満	90日	150日	180日	210日	240日

○ 65歳以上で失業した場合の高年齢求職者給付金（一時金）

受給のための要件は、被保険者であって、同一の事業主の適用事業に65歳に達した日の前日から引き続いて65歳に達した日以後の日において雇用される方（特例被保険者又は日雇労働被保険者を除く。）が離職した場合で、労働の意志及び能力を有するにもかかわらず、就職に就くことができない状態、かつ原則離職日以前1年間に被保険者期間（完全月で、各月の賃金支払基礎日数が11日以上）が6か月以上あることが必要とされています。

被保険者期間	1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金の額	30日分	50日分

(3) 離職後の主な手続き

在職中は、雇用保険に関する手続きをすべて勤務先で行っていましたが、退職後はご自身で手続きをすることになります。手続きの期間が限定されたものもありますので、事前に公共職業安定所（ハローワーク）に問い合わせるなどの準備が必要です。